

### 自動車点検整備推進運動



## 点検整備 やらないと

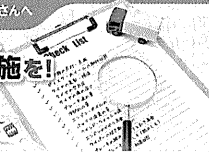


安全と環境保全には、点検・整備が必要です

大型自動車(事業用・自家用)に乗られる皆さんへ

### 重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を!

大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながる可能性があります。日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成にご協力をお願いします。



国土交通省は、1年を通して自動車点検整備推進運動を展開しています。特に9月を「全国統一強化月間」、10月を「地方独自強化月間」と設定し、同運動の推進を強化しています。

国内の自動車保有台数は、昨年12月末現在で8千万台を超えており、自動車の国民生活や経済の発展における役割はますます重要なものとなっております。

一方で、昨年の交通事故発生しています。さらに重大事故につながる車輪

9月10日は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です! 安全と環境保全には点検・整備が必要です! 国土交通省

# 山形県 自家用自動車

定価1部・20円  
会員の購読料は会費に含まれております  
発行所  
山形市大字漆山字行段1422  
一般社団法人  
山形県自家用自動車協会  
電話023 (686) 3951  
https://www.y-jikayo.or.jp  
印刷/ 鶴岡林印刷所

国土交通省は、1年を通して自動車点検整備推進運動を展開しています。特に9月を「全国統一強化月間」、10月を「地方独自強化月間」と設定し、同運動の推進を強化しています。

脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況となつているほか、大型バスでは、少数であるものの依然として車両火災事故が発生しています。

国土交通省は、これらを踏まえ、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうため「自動車点検整備推進運動」を展開しており、今年度の全国統一強化月間の重点項目は、次の3点です。

①点検整備の必要性や重要性の啓発(特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く)

②大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

③令和3年10月に新規追加された点検項目車載故障診断装置(OBD)の診断の結果の確実な実施についての周知啓発

## 9月21日~9月30日 秋の交通安全県民運動が実施されます!

令和6年度秋の交通安全県民運動が、9月21日(土)から9月30日(月)までの10日間実施されます。

本運動は、日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発することから、県民一人ひとりに事故防止のための具体的な行動を周知実践してもらうことにより交通事故防止を図ることを目的としています。

運動の重点は、次の3点です。  
1 反射材用品等の着用促進や安全な横断方法の実践による歩行者の交通事故防止

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒

3 自転車特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用の促進と交通ルール遵守の徹底

令和6年3月末自家用乗用車の普及状況

山形県1世帯当たり1,624台(全国3位)

自動車検査登録情報協会

一般財団法人自動車検査登録情報協会は、令和6年3月末における自家用乗用車の世帯当たり普及状況を公表しました。

令和6年3月末における自家用乗用車(登録車と軽自動車)の合計の保有台数は617,624,98台前年比0.03%増)です。

令和6年3月末における自家用乗用車(登録車と軽自動車)の合計の保有台数は617,624,98台前年比0.03%増)です。

令和6年3月末における自家用乗用車(登録車と軽自動車)の合計の保有台数は617,624,98台前年比0.03%増)です。

順位	都道府県	普及台数
1	福井県	1,685台
2	富山県	1,629台
3	山形県	1,624台
4	群馬県	1,573台
5	栃木県	1,550台
45	神奈川県	0,670台
46	大阪府	0,616台
47	東京都	0,410台
全国の普及台数		1,016台

35台から0.011台減、少し1,624台となり、全国順位は3位となっています。

東北では、福島県が1,521台で7位、岩手県が1,375台で17位、秋田県が1,363台で18位、宮城県が1,245台で28位、青森県が1,211台で32位となっています。

## 忘れていませんか? 「自賠責」未加入での運行は法令違反です!

9月は自賠責制度広報・啓発期間! 国土交通省

自賠責保険は、自動車損害賠償保障法に基づき、交通事故が発生した際の被害者の賠償責任を担保し、被害者への基本的な対人賠償を確保するため、すべてのクルマやバイクに加入が義務付けられている強制的な保険です。

自賠責保険は、自動車損害賠償保障法に基づき、交通事故が発生した際の被害者の賠償責任を担保し、被害者への基本的な対人賠償を確保するため、すべてのクルマやバイクに加入が義務付けられている強制的な保険です。

このため、国土交通省は例年9月を自賠責制度広報・啓発期間と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

なお、電動キックボード及びモペット※についても、原動機付自転車と同じ扱いとなり、運転するには自賠責保険への加入が必要です。

交通事故からあなたを守る 自賠責保険・共済のご案内

Q. 自賠責が必須なのはどれ?

A. 全て。

※モペット、ペダルを漕

もに夜間は、ハイビームを積極的に活用して、交通事故を防止しましょう。

秋の交通安全運動

# 「道の駅」全国で新たに 8駅登録、1,221駅に!!

国土交通省

「道の駅」は平成5年に制度を創設、令和5年度で30年が経過しました。今回の登録で8駅が加わり、全国の道の駅は1,221駅となります。国土交通省は、新たに加わった「道の駅」とともに、地方創生・観光を加速する拠点への進化を目指すとしていきます。東北地方では、今回、宮城県東松島市の道の駅「東松島」が登録され、本年11月末の開業を目指しています。

## ○「道の駅」の登録

国土交通省では、市町村等からの申請に基づき、要件を満たすものを「道の駅」として登録しています。

- 主な要件は以下の通りです。
- ・無料で24時間利用できる
  - ①十分な容量を持った駐車場
  - ②清潔なトイレ(原則、洋式)
  - ③子育て応援施設(ベビーコーナー等)があること。
  - ・道路及び地域に関する情報を提供する施設があること。
  - ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設があること。
  - ・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化がされていること。

※全国の「道の駅」の一覧については、以下を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/list.html>

## 踏切事故防止訓練を実施

山形県バス協会

山形県バス協会は、8月28日、中山町のJ.R左沢線金沢踏切で、J.R東日本山形支店の協力のもと、踏切事故防止訓練を行いました。今回の訓練は、乗客22人を乗せた大型観光バスが踏切上でエンジントラブルにより停止し、まもなく遮断機が下りて踏切内に立往生したことを想定し、バス協会加盟社の運転士23人が参加して行われました。バスの運転手は、列車を止めるための非常ボタンの



普通車の踏切内と同一状況からの脱出訓練も行われました。バス協会は、訓練は今回が18回目となるが、より実践的な訓練を繰り返すことにより、いざというとき落ち着いた対応ができると思っています。

## 整備管理者選任事業所巡回指導

県自家用自動車協会

山形県自家用自動車協会は、自家用自動車に係る交通安全の普及や事故防止啓発事業に取り組みしていますが、その一つとして、毎年、山形運輸支局の支援を得て、自家用自動車の整備管理者選任事業所を対象とした巡回指導を行っています。本年は、7月から8月にかけて、県内の14事業所を訪問しました。

「車両法」という。)に規定している日常点検、定期点検、整備管理者選任状況等についてお話を聞かせていただきました。自動車は、異常による事故を未然に防止するため、整備管理者を選任する者には、整備管理者としての責任を自覚し、整備管理者としての役割を果たす必要があります。また、必要に応じて、整備管理者の選任、変更、廃止、廃止届出の届出が必要となります。また、必要に応じて、整備管理者の選任、変更、廃止、廃止届出の届出が必要となります。

## 災害時における

## 電動車の活用促進マニュアル

国交省・経産省

国土交通省は、経済産業省と連携して、電動車保有者や電動車の活用を検討している自治体の参考となるよう、非常時に電動車を移動式電源として活用するための外部給電機能や給電時の注意事項をまとめたマニュアルを作成しホームページで公表しています。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_mn7\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn7_000008.html)

電動車とは、電気自動車(EV)、プラグイン・ハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCEV)を指し、台風や地震等で広範囲にわたる停電が発生した際、電動車を移動式電源として活用することにより避難所等での給電が可能となります。実際、近年発生した地震等による停電の際には、自動車メーカーが被災地へ

確実な点検、整備をお願いいたします。

届出書が必要な場合	届出書の別
◆ 整備管理者の選任を必要とする者に該当したとき	選任届
◆ 整備管理者を増員したとき	選任届
◆ 人事異動等で整備管理者が交代したとき	変更届
整備管理者の氏名が変わったとき	変更届
届出者の氏名又は名称、住所が変わったとき	変更届
使用の本拠の名称、住所が変わったとき	変更届
整備管理者の選任を必要とする者に該当しなくなったとき	廃止届
整備管理者を減員したとき	廃止届

添付書類 (上記表◆印のとき)

- (1) 資格要件を証する書面 (整備士合格証書写し又は選任前研修修了証写し)
- (2) 整備管理規程
- (3) 外部に委託する場合には、委嘱に係わる契約書の写し

## 整備管理者等講習会開催のお知らせ

県自家用自動車協会

山形県自家用自動車協会は、令和6年度整備管理者等講習会を下記日程で開催します。

1回目	10月9日(水)13:30~ 山形県トラック総合会館(天童市) 対象者は村山地域
2回目	10月17日(木)13:30~ 山形県トラック総合会館(天童市) 対象者は最上地域、置賜地域
3回目	10月24日(木)13:30~ いろいろ火の里文化館なほ花ホール(三川町) 対象者は庄内地域
4回目	11月7日(木)13:30~ 山形県トラック総合会館(天童市) 対象者は村山地域、置賜地域

◆講習時間は、各会場とも午後1時30分から概ね2時間の予定です。また、受付は午後1時からとなります。

## 7月の県内新車新規登録・届出数 ☆7月総合計6.9%増(7ヶ月ぶりの増加)

東北運輸局

山形県の7月における新車新規登録・届出数は、総計4,262台で前年同月比6.9%増と7ヶ月ぶりに増加しました。

○軽自動車は18.5%増と2ヶ月連続の増加、小型二輪車は16.3%増と2ヶ月ぶりの増加となりました。

別表 7月新車新規登録・届出数

登録自動車	乗用	6年7月		増減	率
		6年7月	前年同月		
乗用	普通	1,351	1,268	83	6.5
	小型	820	896	▲76	▲8.5
	計	2,171	2,164	7	0.3
貨物	貨物	239	224	15	6.7
	その他	50	77	▲27	▲35.1
計		2,460	2,465	▲5	▲0.2
軽自動車		1,745	1,473	272	18.5
小型二輪車		57	49	8	16.3
総合計		4,262	3,987	275	6.9

注1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用・小型は5ナンバー、貨物車は1又は4ナンバー、その他はバス、特種用途車等である。  
 2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値